

事 務 連 絡
平成 24 年 2 月 2 日

都道府県労働局総務部（労働保険徴収部）
労働保険徴収主務課室長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
労災管理課労災保険財政数理室長

労災保険率の改定及びメリット制の改正について

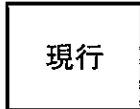
標記について、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成 24 年厚生労働省令第 14 号)が平成 24 年 2 月 2 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることとなったことから、平成 24 年 2 月 2 日付け基発 0202 第 3 号「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」において、指示がなされたところです。

つきましては、標記に係る業務をより円滑に推進するために、下記のとおり通知しますので、遺漏のなきようお願いいたします。

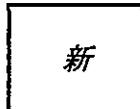
記

- 1 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 12 条第 3 項第 2 号に基づき、継続事業においてメリット制の適用を受けるための労働者数（最低労働者数）について、今般の労災保険率の改定により異同が生じたことから、平成 24 年度以降の最低労働者数早見表を別添 1 のとおり作成しました。
- 2 一括有期事業に係るメリット制の改正では、メリット制の適用要件が、現行の「確定保険料額 100 万円以上」（現行要件）から「40 万円以上」（新要件）に引き下げられることとなりました。メリット制の適用に当たっては、①連続する 3 保険年度のすべてにおいて現行要件を満たす場合と、②現行要件は満たさないものの、新要件は満たす（確定保険料額が 40 万円以上 100 万円未満）保険年度が一つでもある場合とで、メリット増減幅が異なる運用を行うため、その適用例を別添 2 のとおり作成しました。
なお、別添 2 の凡例を別紙に示します。

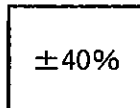
別添2 一括有期事業(建設事業)のメリット制適用例の【凡例】



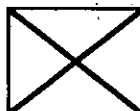
当該事業場の「確定保険料額が 100 万円以上」であることを示す



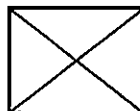
当該事業場の「確定保険料額が 40 万円以上 100 万円未満」であることを示す



メリット制の適用要件を満たしている場合、この記載がある年度における増減幅を示す



メリット制の適用要件を満たさないため、メリット制は適用されないことを示す



メリット制の適用要件を満たさないことを示す

最低労働者数早見表

(平成24年4月1日改定予定)

【参考】

事業の種類の分類	番号	事業の種類	メ리트適用 最低労働者数	平成21～23年度の メ리트適用 最低労働者数
林業	02又は	林業	20	20
漁業	11	海面漁業(定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)	21	20
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	20	20
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業(石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。)又は石灰石鉱業	20	20
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	22	20
	24	原油又は天然ガス鉱業	82	68
	25	採石業	20	20
	26	その他の鉱業	20	20
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	—	—
	32	道路新設事業	—	—
	33	舗装工事	—	—
	34	鉄道又は軌道新設事業	—	—
	35	建築事業(既設建築物設備工事業を除く。)	(33)	(33)
	36	既設建築物設備工事業	—	—
	37	機械装置の組立て又は据付けの事業	—	—
		その他の建設事業	(22)	(22)
製造業	41	食料品製造業(たばこ等製造業を除く。)	75	68
	65	たばこ等製造業	75	82
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	100	100
	44	木材又は木製品製造業	33	28
	45	パルプ又は紙製造業	58	63
	46	印刷又は製本業	100	100
	47	化学工業	91	91
	48	ガラス又はセメント製造業	58	58
	66	コンクリート製造業	33	30
	62	陶磁器製品製造業	22	23
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	20	20
	50	金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く。)	68	63
	51	非鉄金属精錬業	63	51
	52	金属材料品製造業(鋳物業を除く。)	63	58
	53	鋳物業	25	22
	54	金属製品製造業又は金属加工業 (洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。)	43	39
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業(めつき業を除く。)	68	58
	55	めつき業	63	75
	56	機械器具製造業(電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。)	82	68
	57	電気機械器具製造業	100	100
	58	輸送用機械器具製造業(船舶製造又は修理業を除く。)	100	91
	59	船舶製造又は修理業	20	20
	60	計量器、光学機械、時計等製造業(電気機械器具製造業を除く。)	100	100
	64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	100	100
	61	その他の製造業	63	58
運輸業	71	交通運輸事業	100	91
	72	貨物取扱事業(港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。)	48	39
	73	港湾貨物取扱事業(港湾荷役業を除く。)	39	36
	74	港湾荷役業	26	25
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	100	100
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	36	36
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	33	33
	93	ビルメンテナンス業	82	75
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	68	63
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	100	100
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	100	100
	99	金融業、保険業又は不動産業	100	100
	94	その他の各種事業	100	100
	90	船舶所有者の事業	20	20

一括有期事業(建設事業)のメリット制適用例

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 メリット適用 要件見直し	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
【メリット制が適用される場合】									
現行	現行	現行	→	±40%					
	現行	現行	現行	→	±40%				
		現行	現行	現行	→	±40%			
			現行	現行	現行	→	±40%		
				現行	現行	現行	→	±40%	
					現行	現行	現行	→	±40%
	現行	現行	新	→	±30%				
		現行	現行	新	→	±30%			
		現行	新	新	→	±30%			
		現行	新	現行	→	±30%			
			現行	現行	新	→	±30%		
			現行	新	新	→	±30%		
			現行	新	現行	→	±30%		
			新	新	新	→	±30%		
				新	新	新	→	±30%	
【メリット制が適用されない例】									
	現行	新	新	→	×				
	新	新	新	→	×				
	新	現行	現行	→	×				
	新	現行	新	→	×				
	新	新	現行	→	×				
		新	新	新	→	×			
		新	現行	現行	→	×			
		新	現行	新	→	×			
		新	新	現行	→	×			